

釣り人の皆さんへ

- 北海道海面漁業調整規則（第42条別表第3関係）の河口付近等におけるさけ・ます採捕の禁止等が改正されます。

（1）増殖事業河川の規制期間の変更及び規制対象河川の新設等

近年、秋サケの来遊不振に伴い、増殖用の親魚や種卵が不足する事態が生じていることから、昨年、全道各地において、関係海区の委員会指示により河口付近におけるさけ・ますの採捕を禁止しました。

今後も、さけ・ますの繁殖保護を図るためには、親魚確保が重要なことから、昨年、委員会指示により禁止した6河川について、今年度、北海道海面漁業調整規則により、さけ・ますの採捕を禁止するための改正を行います。

また、能取湖が平成30年9月1日付けで海面指定されたことに伴い、河口規制を廃止します。

【北海道海面漁業調整規則を改正する河川】

振興局	河川名等	現行規則期間	改正後規則期間
渡島	相沼内川	4月1日～8月31日	4月1日～11月30日
十勝	楽古川	（制限なし）	8月20日～11月30日(新)
釧路	幌戸川	（制限なし）	8月20日～11月30日(新)
根室	元崎無異川	6月1日～9月30日	6月1日～11月30日
オホーツク	止別川	5月1日～8月31日	5月1日～12月10日
	興部川	5月1日～8月31日	5月1日～12月10日
	能取湖	6月1日～8月31日	（廃止）

（2）区域表示の固定化への移行（胆振振興局管内錦多峰川）

従前、河口が移動しやすい河川であったが、導流堤の設置により河口が固定化されたことに伴い、標柱の建設位置の表示を変更します。

	現行区域	改正後区域
左海岸	河口左岸より300メートルの位置	苫小牧市字錦岡771番地先に知事が建設した標柱の位置
右海岸	河口右岸より200メートルの位置	苫小牧市字錦岡83番1地先に知事が建設した標柱の位置

- 施行日 令和元年6月1日